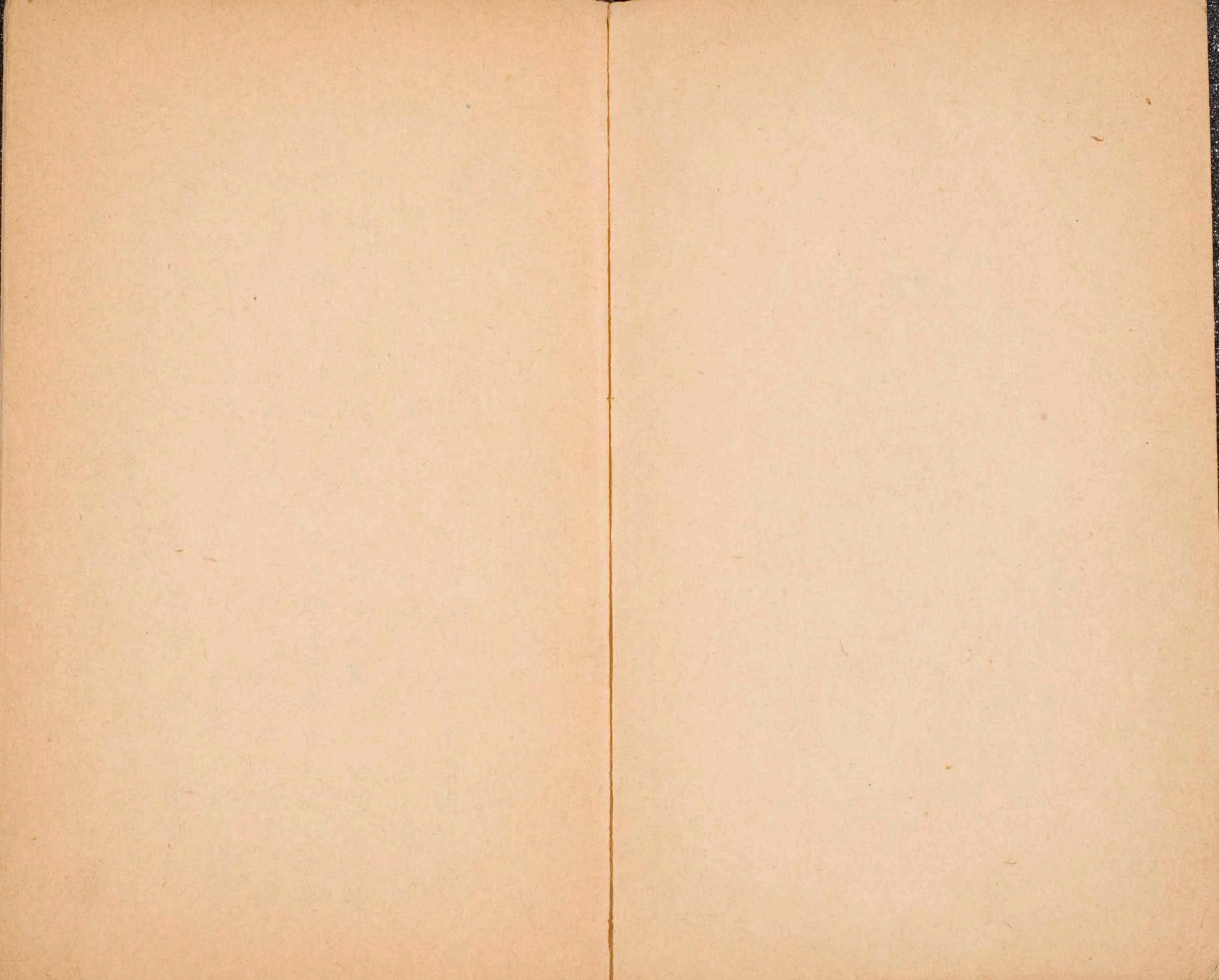


神
大
正
一
年
三
月

福澤 諭吉 立案
石川 半次郎 筆記

尊王論全

東京 集成社發行



緒 言

聖賢編纂元道

藤本文庫

尊王論一篇ハ去月廿六日以來連日の時事新報に掲げて讀者の高評を煩はしたるものなれども片々連日の紙上に掲げたるものにては之を卒讀して全體を玩味するゝ便ならずとて未だ之を紙上に掲載し終らざるの時より之を小冊子となして世に公にせんあとを勧告せらるゝもあり又今日に至りて當時之を掲載せる新報を注文せらるゝもあれど紙數を限りて印刷したるものあれば今は其需めふ應ずる能はず且つや本篇は廣く世間の高評を得て論旨の世に行はれんあと我

輩の切望する所なれば更に印刷に附して小冊子とあし世よ公にする事となせり

明治廿一年十月

石川半次郎記

尊王論

福澤諭吉立案

石川半次郎筆記

我大日本國の帝室は尊嚴神聖なり吾く臣民の分として之を仰ぎ之を尊まざる可らずとは天下萬民の知る所にして其これを尊むや爲めにする所あるに非ず殆んど日本國人固有の性と出でたるが如く又して古來今又至るまで疑を容るゝ者なしと雖も開國以來人文漸く進んで千差萬別の議論も多き世の中となるに就ては我輩は尊王の大義を單に日本國人の性質とのみ言はずして更に一步を進め經世の要用に於ても此大義の等閑にす可らざるを信ずる者なれば假令へ今日は無用の論に似たるも天下後世社會の安寧の爲めに尊王論の一編を記して子孫に遺すも亦無益の勞に非ざる可し今その立論を三條に分ち

第一經世上に尊王の要用は如何

第二帝室の尊嚴神聖ある由縁は如何

第三帝室の尊嚴神聖を維持するの工風は如何

第一日本國人の尊王心は殆んど其天然の性情せいけい出るものとして試に今匹夫匹婦に向ひ何故に帝室ひしゆ尊きやと尋れば唯帝室なるが故に尊しと答ふるのみにして更また疑うたがふ者あるを見ず啻ただ匹夫匹婦のみならず上流の士君子中或は平生尊王の志厚しと稱する人物に質しても帝室は一系萬世の至尊なりと答へて更に詳に説明する者甚だ少なきが如し今日の處みては我輩われとても強ひて其説明を求るゝ非ず實際に於ても亦無用ありと雖も文明の開進際限かいしんさいげんあくして今日の物論既すで喧けんしく今後ますく甚ざしきよ至る可せき世運に當り其議論時としては人情を後おのして道理だり又訴うづへ帝室の事こと關しても單たん道理だりの一方より言

を發し經世上に帝室の功用如何などの問題に遭ふとあきを期す可らず若しも然る場合に於ては我輩は彼の匹夫匹婦の如く又世間よの所謂尊王論者の如く單たん帝室なるが故に帝室にして尊嚴神聖ありと答ふるよりも我れより一步を進めて質問者の質問に應ヒ經世上に尊王の要用を説き以て他を満足せしめて人情と道理と兩様の點よりますく其尊王心を養成せんと欲する者なり

性は善なりと云ふと雖も又一方より人間俗世界の有様を見るに凡そ人として勝つふとを好んで多きを求める者なし即ち人生又具はる名利の心又して社會運動の由て以て起る所の根本なり又人の智力工風は際限あきものにして其好む所のもの、其求る所のものを得んが爲め々は種々様々の方便ほうべんを用ひて殆んど至らざる所なし而して其方便たるや性質の正しきものあり正しからざるものあり或は當局者に於

ては自から正當なりと認るも他人の祝する所にて正しからざるものあり、或は古の時代又在ては正理に叶ひし事柄も今の風潮にては然らざるものあり、其事情甚だ錯雜して容易に判断も下ざし難き最中に徳心の發達尙ほ未だ完全あらざる浮世の俗物輩が名利を逐ふて止まるふとなれば心意の險はしきも誠に當然の勢にして其心意の中に隠伏する間は尙ほ平和を裝ふ可しと雖も發して外に現はるゝ日には之を小にして人々個々の不和爭論と爲り之を大にして黨派の輒轢又は戰爭とも立至る可し社會の不利ふれより大なるはなし畢竟その本を尋ねば人生の勝つふとを好み多きを求めるの性情又原因するものにして之を調和するふと頗る易からず天下の人をして悉く勝つふとを得せしめんか勝敗とは相對の語にして負る者あらざれば勝つ者ある可らず天下の人をして悉く多きを得せしめんか多少も亦相對の語にしらす

て他に少なきものあらざれば我れ又多きの感を爲す可らず然らば則ち名利は俗界萬衆の心又皆欲する所のものなれども其心のまゝ又任して圓滿の位に至らしめんとする又は天下の名譽利益を擧げて一人の身に歸し始めて満足す可きなれども其一人を除く外は都て不平ならざるを得ずますく不都合にして實際又行はる可らざるや明なり故又經世の要は社會の人をして不平怨望の極又満足得意の極にも登らしめずして正に其中間の地位を授け苦樂喜憂相半して極端又超逸せしめざるに在るのみ之を名けて其分を得たるものと云ふ然るに政府の法律の如き宗教道德の勸化の如きは人事の理非を明にし人心の慾を制して此超逸を柰じ又これを未萌に防くの方便なれども尙ほ未だ足らざるものあるが如し殊に我日本國の如きは古來士流の習慣を成して政治に熱心する者甚だ多く其懲度も至極高くし

て法律德政の力も時として無効又屬するの事例なきに非ず歴史の明讀する所にして、恰も日本固有の氣風なれば此氣風の中に居て政治社會の俗弊を緩解調和する爲めには自ら亦日本に固有せる一種の勢力なる可らず即ち我輩が此勢力の在る所を求れば帝室の尊嚴神聖是れなりと明言するものなり。

名利の兩者は共に人の欲する所なりと云ふと雖も今名譽と利益と相對して孰れを重しとするやと尋ねば人の性情は名を先にして利を後にするものと答へざるを得ず凡そ人間の衣食既足りて肉體保養の缺乏なき以上は其求る所のもの全く名又在りと云ふも可なり。大厦高櫻金衣玉食の奢侈際限なしと雖も本人の肉體口腹に奉ずる所は誠に限りあるものにして其以上は悉皆外に對する見聞の爲めにするのを即ち名の爲めにするものあれば人生の利益を求めて多きを欲するも

其實は名を買はんが爲めなりと云て可なり或は世に守錢奴なる者あり其爲す所と察するに如何なる不外聞をも忍んで唯錢是れ求め畢生の目的利益の外なきが如くなれども其本心を叩て眞面目を糺すとは其人の心事に謂らく人生に錢なれば不安心なり無錢貧乏の極に沈むときは如何なる艱苦を嘗め如何なる耻辱を被るも圖る可らず其用心の爲めには錢ころ最第一の要用なれ況んや平生に於ても錢は權力の基として自ら世間又我身の重きを成す可じて歸する所は名の爲め又モるより外ならず左れば人の性情は斯くまで又名を好んで其名を買ふに最も便利なるものい錢なるが故に俗界に名利の紛争を生ずるも決して怪しむに足らず扱ふの紛争に際して其勝敗の明白なるふと角力の勝負の如くなれば誠に心配に及はずと雖ども人事は大抵無形の間に錯雜するもの多くして之を判斷するふと甚ざ易からず

或は國の法律に訴へて黑白を分つの道もあれども法律は唯外面有形の部分に有力あるのみにして深く無形の心情に入るを得ざるが故に未だ以て満足す可らず是に於てか始めて仲裁の要用を知る可し抑も爰に記す仲裁の文字い單に紛争の場合を司どるのみの意味にあらず平生の人事に於ても其働く所甚ざ廣くして常に人心の昂激を緩解調和するものなれば其効用を喻へて云へば病の急劇症に緩和劑の要用なるが如しと知る可し例へば坊間血氣の少年が祭禮又は火事場に於て甲乙打當り針小の間違より棒大の争を起し東西相接して互に五分先引かれぬ意氣地と爲り警察恐るゝに足らず必死は素より覺悟ありとて將さに一大椿事に至らんとする其瞬間に群集の中を割て出でたる者は兼て名に聞く何組の親方よして單身赤手、右と左に押し分けふの喧嘩は此方々貰ふよりと大聲一喝の下に双方の昂激忽ち鎮静し總そ

勢肅々として其場を引揚げ果ては仲直りの一盃を以て穩便に事の局を結ぶが如たゞ大都下々珍らしからぬ事實なり蓋し此少年等が血氣に速りて其極度は生命をも愛しみに足らずと云ふまでよると雖も瞬間に機を轉じて其本心を叩けば特々殺伐殘忍を好み又あらず最前は唯義侠好男子の名の爲めに引かんと欲して引く可らざりしのみ今は親分の扱ひと爲りて雙方の面目も立つと云へば假令へ少々の不平あるも其邊は親分に對する子分の義理として勘辨せざる可らず既み勘辨すると覺悟を定めたる上は一言半句の筋苦情を云はざるよそ却て好男子なれどて一切の進退を擧げて之を親分の處置又任するは親分の名望素より盛なるが故なりとは雖も内實は子分の者共も其仲裁の扱ひを好き機會にして自分等の面目を全ふすることなれば親分一人の名望は數多の子分の無事を維持するの機關にして緩解調和の妙

効を存するものと云ふ可し。右は社會の下流と稱する坊間少年輩の仲間に行はるゝ事又して士君子の常々等閑に看過する所のものなれども滔々たる塵俗世界の事相を解剖して其眞面目を視るときは紳士上流の社會とて何ぞ坊間少年輩の仲間に異なるものあらんや商人が利を争ひ學者が名を争ひ政治家が權を争ふが如き外面は稍や穩にして美なる似たれども其争ふの實は則ち上流も下流も同一様として殊色あるを見ず之を其當局者の爲そがましよ任して自在に運動せしむるときは爭論底止する所なくして啻に社會の騒擾のみならず當局者の自身又於ても事の行掛りに載せられて所謂五分も引かれぬ意氣地に迫り内實甚だ當惑するの事情常に多し彼の射利を目的にする商家の争は其運動尙や錢の區域又止まり赤ざ其錢を以て名を買ふの點に達せざるもの多きが故ゆ單

よ錢の受授に由て調停に至るなどもありと雖も全く錢を離るゝか又は錢を第二着として専ら名譽權利の一方のみ熱するものにては其争も亦一層の昂激を増し殊に政治の争論の如たは最も劇しきものにして時としては由々しき大事をも見る可き場合なき又あらず即ち一國社會は政治家の玩弄物と爲りて意外の災難を被る可き時なれども此一大事の時又當りて能く之を調和し又平生より微妙不思議の勢力を耀かして無形の際々禍を未萌又預防するものは唯帝室至尊の神聖あるのみ一盃の酒以て志士の方向を改めしめ一句の温言以て奸雄の野心を制せるが如きは決して他又求む可らざるふとあり帝室は固より政治社外の高處に立ち施政の得失に就ては毫も責任ある可らざるものにして其政治の轄界を去るよ／＼遠ければ其尊嚴神聖の徳いよ／＼高くして其緩解調和の力も亦いよ／＼大なる可し啻に

經世に要用なるのみならず苟も其尊嚴を缺き神聖を損するふとあらば日本社會は忽ち暗黒たる可きふと古來の習俗民情を察して疑を容れざる所あり

西洋諸國民は多數少數の數を以て人事の方向を決めるの風にして我日本國人は一個大人の指示又從て進退するの習慣なり即ち古來東西又趣を殊にする所にして其是非得失は容易に判断す可らず多數主義にても大人主義にても數千百年の習俗を成て人民の情に之を安んずるときは社會の安寧を維持するに足る可し然るに我日本は三十年前俄に國を開て西洋國人又接し熟ら其事物を視察すれば有形無形共に彼又及ばざる所のものあるを發明し之を名けて西洋の文明開化と稱し只管この文明開化を採んとして之々懲心する其中に人間社會の事を決するに多數主義を用るも開明の一箇條なりと聞て漸く其風に赴

き民間の事を處し人を推撰する等にも動もすれば投票の多數を以てし政治の或る部分に於ても既に此法を用るもの少からず近來に至りて彼の國會の開設など云ふも天下の大政を議するに多數法を用るの仕組みして日本開闢以來の一大變相と稱す可し抑も今日全世界の事態に於て人間を支配するものは西洋の文明開化又して迫も之に反対す可らざるのみか文明開化そのものゝ性質を吟味しても得失を平均するときは美なるもの甚だ多くして我日本國人も漸く其方に進むふる利益なれば多數法の施行決して非難す可きに非ず遂には國中公私大小の人事を可否進退するに此法を用るに至るとある可し我輩の最も賛成する所なれども唯この際に於て心配なるは幾千百年來大人の指示に従ふの習慣を成しある者が能く多數の命ずる所に服す可きや否やの一事なり假令へ約束に於てい餘儀なく服するも能く彼の多

數なるものを尊敬し怡も之よ一種の神靈を附して一も二もなく甘服伏従するを西洋國人の如くなる可きや否や疑なきを得ず趣へ少しく異なれども爰に一例を示さんに明治の初年來政府の上流にて困難とする所は人物の進退政令の施行を一人の意の如くする能ひざるの情勢是れあり本來今之政府の組織は大人主義の如くなれども若しも實に此主義に基くものあれば情實由緒などは問ふに及ばず政府の首座に立つ者が嚴重に其職權を振ひ一心以て施政の方向を定め違ふ者は之を擯け其局部の専権怡も徳川政府筆頭の老中の如くある可き筈なるに實際の事情ハ初めより然るに非ず上流の人は取りも直さず同胞の兄弟同様にして其出身の由來に差したる甲乙もなく之に加ふるに衆議を以て事を決するなど云ふ談も少なからずして何となく多數主義の趣を存するが故に大人專權の事は望む可らずして左ればとて其

多數主義が公然たる形を成して之よ依頼す可きものなれば之を根據として自から又有力なる專權を逞ふす可しと雖も亦然るにもあらず大人主義に似て大人を許さず多數主義の如くにして其多數分明ならず以て政府は全體と惱ますものゝ如し此事情は獨り政府のみあらず民間の私にも行はれて時として紛擾を釀すふと多し即ち今日我國一般の時勢にして或は之を評して大人より多數に變遷する途中の難澁と云ふも可ならんのみ然りと雖も前に云へる如く西洋流の文明開化は無限の勢力あるものなれば結局政治に於ても又他の人事に於ても大人主義は行はれずして多數主義に勢力を占めらるゝことなる可し今後の大勢に於て我輩の豫めトする所なり

右は有形の人事政治上に就て大人主義より多數主義に移るの難きを陳べたるふとして天下何人たりとも之を易しと云ふ者はあらざ可

し或ひ有形の部分丈けは多數と以て制す可らざるに非ず民事又は政事又於て事を決し人を進退するに當り投票の數に於て然りと云へば又二言ある可らずと雖も日本の民情尙未だ多數の神靈を拜する者にあらざれば形に於て之よ服するも感覺は則ち然るを得ず是に於てう一方又多數を求め多數を争ふ者あれば他の方には多數を憤り多數を愚弄する者を生じ又或は多數を争ひ之に失敗して翻て大人主義を唱ふる者もある可し即ち人事變遷の波瀾にして之よ浮沈する熱界の俗物は既に數理の外に脱して情感の内に煩悶するものなれば之と緩和する手段は法を以てそ可らず理を以てそ可らず法律道理の其外又一種不思議の妙力を得て始めて能く鎮靜の効を奏することある可し之を喻へば人身の病に於て肉體有形の患は學理上の醫藥を以て治す可しと雖も無形の精神病は往々理外の療法を施して効を奏するも

の多きが如し左れば彼の俗世界に浮沈して輸贏を争ふ輩も一方より見れば至極神妙にして國の爲め又用を爲す者なきに非ずと雖も顧て裏面より之を窺へば功名症と名くる一種の精神病又耀る者おそ多ければ之を和らげて時々輕快を覺えしむる爲めには理外不思議の療法ある可らず是即ち我輩が特ニ帝室の尊嚴神聖に依頼する所以なり例へば甲乙同等の人として之を上下すれば不平の媒介たる可し乃ち甲に實を與へて乙に花を授け或は表に甲を重んじて裏に乙を敬し昨日は酒を飲ましめ今日は茶を喫せしむる等無限の方便又無限の意味を含んで人を満足せしむるものは帝室の光明の外に求む可らず又或は政治家が施政の得失を論じて水火相容れず或は人物を黜陟して失意得意の境遇を倒し法に於ては兎も角も情實に於ては最早や堪忍相成らずと雙方相對峙し其熱度の頂上に達して波及する所の廣けれ

ば時として腕力児器に訴へんとするが如き其時にも政治社外の高處
又在す帝室の深慮は云々あゞ云へば熟度忽ち降りて輕快の奇効を奏
す可し蓋し此功名症の患者も本來殘忍刻薄なるに非ず必ずしも他を
不幸に陥れて自から立たんとするの惡心あるに非ず時としては意外
又淡泊なるものあれども斯くては不外聞なり不名譽なりとて唯世間
に對する榮辱に迫られて内心に不本意ながらも意地を張り非を遂げ
んとする者多きの常なるが故に其際に至尊の深慮云々の言ふそ幸な
れ一身の榮辱を擧げて此一言に歸し從前無限の煩悶は洗ふが如く脱
却して體面を全ふするを得べし實に本人の幸のみならず其實は社會
の安寧を買得たるもの又して經世上の大利益と云ふ可し西洋諸國の
帝王の如きは其由來素より我日本國の帝室に及ばざるふと遠しと雖
も其尊嚴神聖の威光を以て民情を調和して社會の波瀾を鎮靜するの

みならず自然に世務の方向を示し文學に技藝に之と獎勵して民利國
益の基を開くもの少なからず然るを况んや我至尊ある帝室に於てを
や其經世上の功德ハ更に大なるものある可し我輩は之を金玉として
苟も黷すふとなきを祈るものなり

第二世人皆帝室の尊きを知て其尊き所以を説くものなし其説なけれ
ば其根柢固うらす今我輩が特に爲め又説を陳るも亦無益にあらざる
可し抑も我輩が立言の眼目は尙古懷舊の情に基き帝室の尊嚴神聖を
此人情又訴るものなり凡そ人間社會に在る有形の物に就て其價を視
る又勞働の多寡に由て定まるものと感情の深淺に從て生ずるものと
二様の區別あるものゝ如し金錢を寶とし衣裳什器を貴しとするが如
きは其金銀を礪山より掘出して精製する又至るまで非常の人力を費
し絹絲獸毛を織て衣裳を仕立て金屬木材等を以て有用又は奢侈の什

器を作るにも人の勞する事少なうらざるが故に其價は正しく其勞の多寡に準す可し即ち賣買市場の物價にして道理至極のことなれども社會の實際に於て此道理又外るゝものも亦少しあしとせず大家の書畫と云ひ遠國の奇物と云ふが如きは以上の道理外に價あるものにして其書畫の巧なる非ず其奇物の實用を爲す非ざれども大家の人物高くして容易に筆を執らず遠國の道遠くして其物を得るよと易らざるが爲め又價を生ずるのみ即ち人生稀有の品を悦ぶの情にして日本唯一として國中に比類あし、世界第一にして第二を見ずと云へば瓦片石塊絶て人事に無用の物と雖も巨萬の金を投じて之を買ふは古今の事實に於て毎々見る可し之を名けて情感の價(センチメンタルヴァリュー)と云ふ蓋し古器珍品を愛玩するは單に富豪者の好事に出るが如くなれども決して然るのみ非ず廣く之を公共の輿論に訴へ

ても事實の見る可きものあり例へば爰々地方の一寒村に千歳の老松樹ありて世人の常に奇とし神として重んずる所なれども之を伐倒すとき稀有の良材を得て錢も易ふ可きのみならず其樹蔭たりし地面三反歩は良田と爲りて毎年の所得米にして何俵なる可し之を伐らん之を保存せんとの議を發することもあらんと村議は必ず保存の方に多數なる可し如何とあれば其老松は近國に比類あき名木にして自ら村の裝飾と爲り又一種の榮譽たればなり即ち他の郡村になき大木が我村も存在して日常談話の語次にも老樹名木と云へば恰も當村の専有にして誇るに足る可きが故に村の人心へ遂に名を重んじて利を顧みざるの輿論を成したるものなり昔に在來の名木を伐らざるのみならず何か往古の歴史上に名ある場所か又は人物の爲めには千年の後世より故さらに石碑銅表などを建てし紀念に存するものあ

り其他古城跡、古戰場、神社佛閣名所舊跡等都て人事又直接の用を爲さるものにして經濟一偏より殺風景に論すれば無用の長物なれども天下の輿論は之を毀たざるのみか其長物の保存の爲めに却て錢を費して愛しまざるものも如し左れば人間世界の萬物その價を評するに勞力の多寡を標準にするは唯商賣工業上の談にして未だ以て物價の區域を盡したるもの又あらず啻に之を盡さるのみならず世界中の至寶と稱して其價の最も貴きものは必ず人事の實用に適せざる品にして其實用を去るふといよく遠ければいよく人に貴ばるしを常とす某國の帝王には遊船の美なるものありと云ふも未だ以て驚くに足らず世界無比のダイヤモンドを所有すると云ふて始めて人に誇る可し玉と船と孰れか實用に近しと問へば固より船なりと雖も船は人力を以て造る可し即ち錢を

以て買ふ可きが故に貴からず之に反して巨大のダイヤモンドは如何又人力を役するも之を得るふと難くして遂に之に附するに天與神授の名を以てし世界の萬物敢て之に向て尊卑を爭ふふと能はざる又至りしものなり此點より觀るときは人間世界に至寶と稱せらるしものは經濟上に直接の實用を爲す物にあらずして却て無用の品又限る如し甚だ奇なるに似たれども人事の實相に於て然るものなれば如何なる理論者と雖も苟も今世に生々して人間に雜居する限り其奇に従はざるを得ず蓋し人類をして理を辨ずるの生物と云ひ今世を稱して道理の時代と名くるが如きは人事の一局部に適用す可き言にして滔々たる世界無數の人は情海の塵芥に異なく其道理又由て運動するものは十中稀に一二を見る可きのみ人間世界稀有の物品は其實用の如何又論なく珍奇として尊まるゝ中

又就ても其珍奇の名は大抵皆年代又由て生ずる尙ほ其上又之又附する又歴史上の人物を以てするときは一層の聲價を増すものゝ如し古器古錢その年代いよ／＼古き又從ていよ／＼世又珍重せらるゝの常よして三千年前の古鏡二千年前の銅貨誠又珍奇なれども此鏡は往古何々皇后の御物又して其錢は何々帝の手にしたるものなりと云へば珍品中にも殆んど出色の位を占る又足る可し蓋し年月の経過と共に當年の物も事も次第に消滅し次第又忘却する其中に稀に存在する物にして又稀にも有名の人の手に觸れたりとの由來あれば珍奇中に珍奇にして其物に情感の價を生ずるも偶然に非ざるなり扱無生の物品に價を生ずるふと斯の如くなれば有生の人には生ずるも亦争ふ可らず其人の價とは何ぞや歴史上の家名即ち是れなり人生皆祖先あらざるはあしと雖も人事の錯雜して興敗存亡の繁多なる數百千年の家

系を明にする者は甚ざ稀にして或は其分明あるものあるも祖先の功名著しき又もあらず唯何世の血統を無難に繼續したりとのみにては尙ほ未だ香しからず然るに爰に一人あり其家系は百年前より歴史に明にして宗祖某は何々の創業に由て家を興し其第何世の主人は何々の偉功を以て家を中心し子々孫々今又至る迄其家を存して失はずと云へば假令へ其人の智徳は凡庸あるも苟も非常の無智不徳又あらざるより以上は社會又對して榮譽を維持する足る可し况んや其徳義才智の少しく尋常を擢んづるもの又於てをや世の尊敬を博するは他に幾倍なるを知る可らず其然る所以は何ぞや社會の人心は今の其人を重んずる又非ずして其家の由來と其祖先の功業と價を附するが故あり

ものあり此帝室は日本國內無數の家族の中に就て最も古く其起源を國の開闢と共にして帝室以前日本又家族あく以後今日まで國中又生々する國民は悉皆その支流又屬するものとして如何ある舊家と雖も帝室に對しては新古の年代を爭ふを得ず國中の衆家族はおのく固有の家名族姓あるものを作りて相互又自他を區別されども獨り帝室又於ては其要を見す何姓とも云はず何族とも唱へず單又日本の帝室と稱するの外なし其由來の久しきふと實又出色絶倫にして世界中又比類あきものと云ふ可し况んや歷代又英明の天子も少あるらずして其文德武威の餘光今又至るまで消滅せざるのみあらず事の得失ハ始く擗き凡る古來國史上の大事件として帝室又關係せざるものあきに於てをや其人心又銘するふと最も遠くして最も深きは辨を俟たずして明白ある可し尙古懷舊果して今世の人々普通の情感ありと

するか日本國民として誰れか此帝室の古を尙んで其舊を懷はざる者あらんや瓦片石塊古きものは之を貴重し老樹古木ろの由來を開けば之を伐る又忍びず之より以上又上りて人類に至り其血統の久しき者は祖先の功勞如何を問はずして自から世間に重きを成す可し尙ほ之に加ふるに英雄豪傑の子孫とあれば其子孫の智愚又論なく恰も祖先其人を今世に代表して一層の人望を繋ぐ又足る可し然らば則ち帝室は我日本國又於て最古最舊皇統連綿として久しきのみあらず列聖の遺徳も今尙ほ分明にして見る可きもの多し天下萬民の共に仰ぐ所にして其神聖尊嚴は人情の世界に於て決して偶然に非ざるを知る可し蓋し世上又尊王の士人少あからずして所說甚だ美あれども其帝室の神聖を説くや唯神聖あるが故ニ神聖なりと云ふに過ぎず古代民心の素朴簡單なる世又在りては事を説くの筆法も簡單として却て有力あ

りしと雖も人文次第に進歩して世事の繁多あるよ従ひ人の心も自から多端として聞見の區域を廣くし百般の事物に接しても先づ其理由を吟味して然る後に信疑を決するの時勢と爲りたるよ付ては帝室の事又關しても時としては默信又安んせざる者もある可しと思ひ尙古懷舊の人情又訴へて鄙言を呈し以て天下後世の爲めよするものあり尊王の士人素より我輩の良友又して其志は眞又嘉みす可しと雖も心事の簡單として人又默信默從を促すが如きは最早今日の事又あらざれば其志は其まゝ又存して毫も屈するふとあく更又進で議論上又我輩と方向を共々せんふとを祈るのみ又我輩が此邊より立言するときは天子の聖德如何又就て喋々するを好まず殊々世の論者が聖德云々を説く又動もすれば直又政治上又關係するもの多きは最も忌まはしく思ふ所あり元來政治法律は道理部内の事にして其利害の分るゝ所

も道理を標準とするふとあれば一利一害相伴ふの社會又在りあがら億兆の人民をして聖徳の如何と政治の如何と直々影響するが如き思想を抱かしむるは時として施政の爲め又便利なるが如くあれども又時として聖徳を累はすの恐あき又あらず蓋し政治は一時政府の政治又して帝室は萬世日本國の帝室あり帝室の神聖は政治社外の高處又止まりて廣く人情の世界又臨み其餘徳を道理部内又及ぼして全國の空氣を緩和せんふと我輩の宿論として竊々冀望する所あればなり第三帝室の尊嚴神聖を維持するの法如何の問題又就ては我輩又二様の手段ある其一は既又前條に於て尊嚴神聖の理由を尙古懷舊の人情に歸したるが故に今これを維持するにも亦先づ此人情に依頼せざるを得ず之を第一手段とす抑も文明日新の今日に在りて尙古懷舊とは一見先づ文字の上より不都合にして老論因循説などの識もわらんか

なれども少しく眼界を廣くして考ふるときは老論決して老ならず因循却て活潑の方便たるを發明するに足る可し本來我輩が我帝室の神聖と護りて之を無窮に維持せんとするは日本社會の中央より偏無黨の一焼點を掲げて民心の景望する所と爲し政治社外の高處より在て至尊の光明を放ち之を仰けば萬年の春の如くよして萬民和樂の方向を定め以て動かす可らざるの國體と爲さんと欲する者あり斯の如くして下界の民間を見れば紛擾の俗世界にして名譽に熱する者あり利益を争ふ者あり、學者の議論、政治家の意見、千差萬別の利害に汲々として優勝劣敗、時に或は苦情の増進して騒がしきふどもある可しと雖も其自由に任して帝室の關する所又あらず競争は文明進歩の約束ありとして之を捨置き恰も俗界の萬物を度外視するが如くよして其實は之を包羅し一種無限の勢力を以て間接よ民心を緩和するふとなれば紛擾

擾競争も常に極端又至らずして止まる所又止まるを得べし凡そ人間世界の安寧を害するものは極端論より甚だしきはなし完全無病の主義と稱するものにても其極端又至れば危險あきを得ず况んや今世の人類が敢て文明の名を冒すと雖も其言行は都て小兒の戯にして頗るよ足らざる者多きに於てをや尙ほ况んや古來遺傳の教育又生々して事物の兩極のみを知り思想淺薄度量狹隘曾て自尊自治の何ものたるを解せざる日本國民に於てをや唯是れ無數の頑童に異ならず若しも此輩を放て其走る所に走らしむるふともあらば極端の災害如何なる可きや政事家の軋轢の如きは頑石の相觸るし又似て敵と味方と煩悶の中よ互よ自から碎るふとあらん斯の如きは則ち運動の自由あるよ似て却て自由を得ざるものと云ふ可きのみ左れば我輩が帝室の尊嚴神聖を仰いで民心緩和の功德を蒙らんとするは之よ由て百般の競争

を其極端に防ぎ無病無害の間に自由あらしめんとするの微意あれば
尙古懷舊以て帝室を護るは文明日新の活動に缺く可らざる方便あり
と知る可し

尙古懷舊の人情は帝室を護るに大切あるものとして其人情を利用す
るの手段に至りて又考ふる所なきを得ず凡そ天下の物は獨り高きを
得ず獨り貴きを得ず其高貴は他の高貴又比較して後に能く顯はる、
ものにして其比較する所いよ／＼廣ければいよ／＼以て最高貴の最
たるを譲す可し例へばむかしの何某を稱して漢學の大先生なりと云
ふは其時代に漢學大々流行して學者先生多き中々何某が其中の拔群
あるが故々先生に大の字を冠して大先生と呼ぶふどあり相撲に大關
の名あるは其以下の者も力士として世に知らるゝ中に就て最大最强
の實あるが故あり若しも他に比較する者なきゝ於ては大先生あり大

關あり假令へ何ほどに學力筋力あるも其大を顯はすゝ由なかる可し
左れば帝室の由來久しくして其古舊は實に我國の絶倫なれども他の
古舊あるものに比較して益々その重きを感じ可きは人情自然の勢を
れば凡そ國中の古代に屬するものは之を保存して其區域を廣くし國
民をして古を尙び舊を懷ふの念ゝ切ならしめ以て益々帝室の古光を
分明にするは緊要至極のふとなる可し八幡宮天満宮は古くして尊し
高野山は深くして本願寺は大ありとて人民の仰ぐ所あれども應仁天
皇は第何代の天子にして帝室の紀元に比すれば古しとするに足らず
菅原の道實公は唯是れ千年前の王臣のみ高野山は何々天皇の勸請
して本願寺は何々天皇の御宇に開基し爾來帝室に對して何々の由緒
ありと云へば人民は之を聞いて同時々帝室の高きを知り尙古懷舊の氣
風いよ／＼盛々していよ／＼帝室の基礎を固くするは人情の世界に

必然の勢なりと知る可し蓋し近來政府の筋にても神社佛閣の保存より注意あるが如きは此邊の趣意に出たるものか其趣意は兎も角も我輩は之に賛成せざるを得ず如何とあれば國中の寺社は大抵皆由來の久しきものよして國民をして其古きを懷はしむるは帝室を懷はしむるの端緒なればあり即ち帝室の由來に對する比較の區域を廣くするものあればあり此點より考れば彼の出雲の國造阿蘇の大宮司又は本願寺の門跡等の如きは其家の由來久くして尊きのみならず國民は怡も其人を神とし佛として崇めたる稀有の名家あれば之を愚民の迷信と云へば迷信あらんなども人智不完全なる今の小兒社會に於ては其神佛視する所のものをば其まゝにして懷古の記念も存するころ帝室の利益にして又智者の事ある可し然るに今や其神佛は下りて人間世界の華族々變じたり日本の戸籍帳簿上に異様ある半神佛半人類の登

錄は氣に濟まぬとの意味にてもあらんあれども是れは思想の潔癖と申すものにて錯雜ある人間社會の萬事萬物を一直線の繩墨よ當てゝ遺す所あからんとするが如きハ逆も行はる可きとにあらず其心事の簡單ある未だ小兒の域を脱せざるものと云ふも可なり文明開化の天地甚だ廣くして大あり苟も經世の利益とあれば如何なる異様のものと雖も之を容るゝに綽々餘地ある可し况んや帝室の神聖を護るの一點より見れば其異様ますく異にしてますく有効なる可きに於てをや我輩は國造、大宮司、門跡等其人の運命如何は固より喜憂する所に非ざれども其人間界に下りたるは帝室の爲めに深く之を愛し今にも其舊態に復せんみとを祈るものあり

又ふの緒に就て云へば藤原家の事あり同家の帝室に於けるや其因縁甚ざ深く帝室と密着して帝室と榮枯苦樂を共にし千百年來人臣の上

よ位する者は藤原の一門よ限るの例にして治とも亂とも曾て變動し
ふるふとなく天下萬民の視る所よても藤原とあれバ其人の賢不肖を
問はずして其家を重んずるの習慣を成したるよとあれば我輩は必ず
しも俗世界の政權を取て常よ此家門よ附せんと云ふにはあらざれど
も假令へ之を政治社外よ置くも其地位は常に人臣の上に在らんよと
を願ふ者なり是れ亦敢て藤原家よ私するよ非す尙古懷舊の主義より
見て藤原を重んずるの情は帝室を慕ふの情と符合するものなればな
り喻へば家來が主人の物を重んずるは主人その人を重んずるの情よ
外あらず一振の太刀一領の紋服と雖も主人が曾て身に着けふる物と
あれば人情ふれを大切よせざるはあし然るを况んや器物以上の人に
して其人の家門は唯一無二の名族と稱せられ千年の古より帝室の左
右を離れふるふとあきものに於てをや之を重んずるは人情の自然よ

して即ち帝室を重んずるの誠より出でたるものなれば藤原の家柄に
重きを附するは間接よ帝室の基礎を堅くするの方便なりと知る可し
事の大小輕重も同じからず又其經世上の利害も全く異なれども二十
年前よ行はれたる廢藩の事情を案するに王政維新と共よ諸藩よて藩
政改革と稱し様々の新法を施行したる其中に就ても舊來の重臣家老
を擯けたるは諸藩共よ申し合せざるが如くにして之が爲めよ頗る藩
主の勢力を殺ぎ次て廢藩の大舉よ及びしみよとして藩主一身の私に
就て考れば唇亡びて齒寒しの事實を見る可し故よ當時ふの大舉の容
易なりし原因は固より多しと雖も藩主が多年來利害を共よする左右
親臣の力を失ひしも亦其一箇條として見る可きものなり左れば藤原
家は實に帝室の左右にして苟も名族の故を以て故らに政治上の特權
を專よせざる限りは人臣最上の榮譽を附して妨なきとならん啻に妨

あきのみあらす帝室維持の爲一大事なる可し又世人が華族を目して帝室の藩屏と稱すと雖も唯漠然ふれを口にするのみにして曾て明白なる説明あきは思想の疎漏なるものと云ふ可し蓋し我輩の所見を以てすれば其藩屏たる所以も前陳の理由に外ならざるを信ずるものなり日本の華族は大名公卿の子孫にして其人物を見れば必ずしも特々智徳の擢でたる者あるに非ず或は其種族中資産よ富む家もあき非ざれども民間にも富豪は乏しからずして華族の右に出る者甚ざ多し然らば則ち人物家産共々特別絶倫の色あくして之を帝室の藩屏と稱するは何ぞや我輩は單に之を華族の家柄に歸せざるを得ず今の華族その人は必ずしも大智大徳あらすして時としては平均線の下に在る者もあらん又其財産も誇るに足らずと雖も家の由緒を尋ねて其祖先の功業を聞けば由來久しくして他人の得て争ふ可らざるものある

が故ニ世人は現在の華族の人物家産を問はずして遙に其祖先を想起し恰も今人をして古人を代表せしめ其古を慕ふの心を以て今を敬するものあり即ち尙古懷舊の人情にして其氣風の盛あるは自然に帝室の利益なれば華族を以て其藩屏と爲すの言は決して無稽ならざるを知る可し日新の道理一偏より論すれば身に尺寸の功勞あくして榮譽を專にするは相濟まざるに似たれども苟も其榮譽名聲を以て政治社會を妨るふとなきに於ては毫も意み介するに足らず眞に帝室の藩屏として尊敬す可きのみ又竊々案するニ華族を保存するの利益果して前言の如くありとするときは新華族を作るは經世の策みあらざるが如し從前の華族が國家又用を爲すは唯その舊家する由緒の一點みして其趣は古物珍器の稀有なるものゝ如く他の得て争ふ可らざる所に無限の重きを成したることあれども今人の衝次第にて誰れも此仲間

又入る可しとありては恰も華族全體の古色を奪去りざるものとして
我輩は經世に爲めに聊か不利を感じするものなり世の道理論者は此古
色の二字に就て容易に説を作し家の由緒を以て華族たるも人物の勵
を以て華族たるも華族は則ち華族なり何ぞ新古の色を分つ可けんや
と言ふ者もあらんあれども今我輩が假より事例を設けて日本國民の
情に質問したらば民情は今日尙ほ能く此色を識別するの明ありて論
者の惑を解くよ足る可し論者は華族に新古の色なしと言へり好し其
言より任して姑く之を許し爰に數年を出てすして帝室に立后の大典あり
と假定せよ此時に當て此新皇后の撰に上る可き女流を案するよ我
帝室は古來外國の王家と結婚の先例もあらざれば必ず華族の中より
之を撰ぶとならんに其華族は如何ある華族なる可きや舊例に従へば
藤原一門中の名族か之を外にしても武門華族の舊大家ある可し如何

とあれば皇后の宮は吾々日本國民が國母として仰ぎ奉る所なるが故
よ名族大家に固有する歴史上の由來を心み銘して奉仰の感觸を安ん
ずる者なればなり然るに其頃たまゝ新に華族と列せられたる新家
わりて爵位共よ高く其家の娘は至極怜憐にして容色さへ十人よ優り
たる者なりとて畏くも立後の撰よ當ると假定せんよ外面の形は毫も
差支なきに似されども日本國民の情に於て能く之よ安んじ此娘を國
母として仰ぎ奉る可きや否や我輩は唯論者の判断に任するのみあれ
ども論者も亦是れ無情の人よあらざれば天下萬民と共に否と答ふる
ことあらん其否と答ふるは何ぞや新家の華族は紛れもあき華族あれ
ども其家に歴史上の由緒を缺くが故に今の家の爵位は兎もわれ其娘
を國母とは何分にもとて躊躇するものならん然らば則ち前に華族の
新古なしと言ひしは道理にして後に躊躇するは人情なり道理は以て

人情に勝つ可らざるを知る可し左れば華族の華族として世に重きを成し國民一般又尙古懷舊の情を養成して自然に帝室の藩屏たる由縁は其人の才智又もあらず其家の財産にもあらず唯歴史上の家柄のみよ存して天下萬民皆ふれを識別するの明あるが故又尙も帝室の古色を我日本國の至寶として其尊嚴神聖を萬々歳に維持せんとするには我歴史又由緒久しき公卿武家の華族に一種の古色あるこそ幸なれ一時の便利の爲め又之に新彩色を加へ以て古來固有の族色を損するなからんと我輩の中心に祈る所あり

又帝室の神聖を維持する第二の手段は日本全國を同一視して官民の差別なく至尊の邊より恩徳を施し民心を包羅收攬して日新開明の進歩を獎勵することなり本來我輩の所見は帝室を政治社外の高處に仰がんとするの持論にして施政の得失の如きは固より至尊の責任に非ず

帝室は政府の帝室又あらずして日本國の帝室なりと信じて疑はざるものなれば其降臨する所に官民などの差別ある可らざるは無論のことあれども事の外形より見て政府の筋は兎角帝室に近きが故に爰又官民の二者相對するときは帝室を推して政府部内に在るものゝ如く又認むる者なきに非ず大ある誤解と云ふ可し假令へ事の實際に於て帝室は政府に近しとするも其政府は唯一時の政府又して職員の更迭毎に施政の趣を改めざるを得ず况んや近々國會も開けて次第に其體裁を成そときは政府の改まるは毎々のとある可ければ萬年の帝室にして斯る不定の政府と密着するの理あらんや尙ほ况んや之に密着して利害を共にする又於てとや甚ざしきは俗世界の政府と議譽を共にするが如き忌はしき次第に至ることなきを期せ可らず我輩の最も取らざる所なれば帝室は斷然政治の外又獨立して無偏無黨の地位又

在らんふと飽くまでも祈願する所なり元來帝室は天下萬衆に降臨し恩徳の涌源たるのみにして如何なる場合にも人民怨望の府と爲る可らず然るに今政治の性質を吟味するときは如何よ完全の政府と稱するものにても全國を折半して僅に其過半數の歡心を得るのみなれば其少半數の者は政府又向て多少に不平なきを得ず况んや今世の人間を平均すれば私慾は深くして思慮は淺く動もすれば自ら省みずして他を怨む者多きに於てをや法律の明文に據て裁判を下だされ更に言ふ可き言葉あしと雖も其敗訴したる者は何か私又口實を設けて不公平を唱へざるはなし、一令下りて人民の一部分に便利あれば他の一部分には多少の不利なきを得ず、租稅の減じたるときは左まで評判もあけれども増稅又は新稅の沙汰あれば口を揃へて苦情を云はざるはなし殊々今の日本の有様みて政府の費用は文明の進歩と共に増加して

止むふとなきは永遠の大勢に於て免かる可らざる事實にして一方又は人智の次第に發達するよ從て言論の巧を致し財政論の喧嘩は之を豫期して違ふふとある可らず此種の不平苦情は恰も人間世界普通の約束あれば其衝に當りて巧に之を切抜け多數の得意を後楯として少數の失意を押付け以て一時の安寧を買ふは即ち政治の事なり其事たるや至極面倒にして堪ふ可らざるほどに思はれども事あれば爰より人あり、世間自から適當の人物を生じて畜に此面倒を憚からざるのみか政治の正面又當りて事を執り國民中の此れを悦ばしめて彼れを恐れしめ、誰れを友として彼れを敵とし、右に顧みて喝采の聲を聞けば左に盼て案外の誹謗に逢ひ、一喜一憂一安一危殆んど心身の休息を得ずして却て自から之を樂しみ甚だしきい身の健康を害して苦しみ尙ほ甚だしきは身を殺して悔ひざる者あり之を名けて政治家と云ふ故

又帝室の高處より臨み見れば俗世界又斯る政治家のあるころ幸あれ
 一切の俗務は擧げて此輩に任じて譏譽の衝に當らしめ其一部分の者
 共に人望の屬する間は之に施政の權を授け人望盡くれば他の者をし
 て之又代らしめ其者共の間には政敵もあり政友もありて時としては
 大に人に怨まれ又時としては大に人を怨み其苦情煩悶殆んど見るに
 忍ひざるもの多しと雖も帝室は獨り悠然として一視同仁の旨を體し
 日本國中唯忠淳の良民あるのみにして友敵の差別を見るふとなし如
 何ある事情に迫るも帝室として時の政府と譏譽を與にするが如きは
 我輩の斷じて取らざる所あり如何となれば帝室は純然たる恩澤功德
 の涌源にして不平怨望の府にあらざればなり帝室は政治塵外又獨立
 して無偏無黨圓滿無量の人望を收む可きものあればなり維新以來僅
 に二十年を経て今尙ほ封建主從の餘臭を存し理外に君上を尊信する

日本國民なればこそ今日の政法諸規則に利害を覺るふとあるも帝室
 又對し奉りて一點の不平なきのみか痛痒を訴へんと心付たる者もな
 き次第あれども封建の遺民は次第又死し去り第二世第三世に生れ來
 る者は文明流の男子又して漸く人情に冷にして漸く法理に熟し一令
 下る毎に其文字を読み其字義を論じ其發令の本を帝室に溯りて喋々
 するが如きあらば之を如何す可きや恐多くも尊嚴神聖を俗了するも
 のよして其禍の及ぶ所實又測る可らず此時に當り經世の士人が俄々
 狼狽し尊王の精神家が切齒扼腕するも事既又晩しの嘆はあかる可き
 や我輩の深く恐るゝ所なり左れば人は一代の人又非ず誰れか死後を
 思はざる者あらんや苟も後世子孫を思ふて我日本社會の安寧を祈る
 者は帝室の尊嚴神聖を我國の至寶として之に觸るゝよとなく身の慾
 を忘れ心の機を靜にし今の社會の事相を視察して將來の世運を卜し

今日に全く無害なるも百年の後又不安なりと思得るふとあらば決して之を等閑又附す可らず鄙言或は過慮なりとて世の笑を取るよどもあらんなれども固より憚る足らず是非の定論は蓋し蓋棺の後に知る可し

右の如く帝室は政治の外に在て更に無爲無事なるやと云ふに決して然らず至尊の地位は直々事々こそ當らざれども日本全國を統御せられて政府も固より其統御の下々在ることなれば政府は國民有形の部分を司り帝室は其無形の人心を支配するものなりと云ふて或ひ可ならんか既に人の心を支配して之を進退するの本源とあれば一舉一動も忽ち全國に影響して其事の容易ならざる固より論を俟たず廣く日本社會は現状即ち其民心の運動を通覽すれば今日は是れ文明日新的世の中にして學問教育の道興らざる可らず商賣工業の法進まさる

可らず人民の德心養はざる可らず宗旨の布教勧めざる可らず尙ほ細事に亘れば日本固有の技術其一藝一能と雖も之を保存獎勵せざる可らず此種の事項は都て日本國の盛衰興廢に關するものにして其進歩を助る又帝室の餘光を以てする其功德は實又無邊なる可し例へば學問教育の事又就ては天下の學者を優待し、商工を勸るには特に有功の者を賞し、孝子節婦を褒め、名僧知識を厚遇し、琴棋書畫一種の技藝に至るまでも之を保護するが如き何れも皆帝室より直達の事又して天下の面目を改め舊又文明の進歩を促すのみあらず民心靡然として其恩徳の渥き又感せざるものなく自から其尊嚴神聖の基を固くする足る可し此事かるや獨り我輩の私言に非ず又新案又もあらず西洋諸國又於て識者の常に言ふ所又して亦彼の帝王も之を等閑又附せず學術商工等の業に就ては細事をも渡らさずして獎勵の意を示し有名有

功の人物とあれば其在朝在野を問はずして一様に之に厚ふするの事例は毎々我輩の耳にする所あり元來帝王は一國を家にするものよりて一家の内より厚薄する所なく普く恩徳を施して普く人心を收攬せんとするの趣意ある可し我輩は其規模の大なるに感服するのみならず一步を進れば其策略の巧なるよ驚く者あり帝王は一國を家として其家人より厚薄する所あしと主義を定るからよは國民を遇するに官私との差別は固よりある可らず或は帝王の地位が政府に近じて政府の邊に偏して厚ふするふどもあらんか政府外の人民は帝王の子民にてありながら其子視せられざるが爲め又君父又近づくを得ずして王家は國中過半數の人心を失ふ可きが故に其恩徳を施すよ當り官私の筋を差別するが如きは決して爲ざる所あり又有名有功の人物とされば假令へ一藝一能の者と雖も不問よ置かずして必ず之を眷顧する其

意味を尋るに凡る天下に名と知られたる人物は必ず孤ならずして德義上に之より附屬し又交際する者多きが故に其國の帝王が此種の主領を撰で之より殊恩を施すときは其恩澤の及ぶ所は啻に主領のみあらず門弟子友人より至るまでも恰も同様に之に浴するの心地して君恩の渥きを感佩し王家に於ては人望の要點に雨露を滴して全面を潤ほすものに異ならず然かも此流の人物は必ず中人以上の種族なれば其歡心を收むるの効力も亦他に優るの實を見る可し母鶏に餌して雛子を集め老牛を呼んで群犢を來たすとは蓋し是等の意味ならん彼の國々の慣行とは云ひあぐら其事情と解剖して視察すれば王家の心匠巧なりと云ふの外あし左れば我國の帝室は固より日本國を一家視するのみならず歴史上に於て實に萬民の宗家なれば其天下に對して一視同心は故さらにはじける策略に非す人情にも道理にも共に戻らざるものあ

るが故に今の文明の時節に當り徧く至尊の光明を照らして世事の改進を促し兼て人心を收攬するは亦帝室維持の長計なる可し蓋し我輩が我帝室を仰いで特に爰々日新獎勵の事を喋々するは自から其由縁なき又非ず前段の所論は都て尙古懷舊の點より說出し其主義固より無病ありとは雖も古舊を慕ふ者は固陋よ陥るの弊を免かれず其極端又至りては時勢の變通を知らずして日新開明の主義に敵するものさへなきに非ざれば我輩に於ては特に此邊に注意し尙古懷舊の人情又依頼して帝室の神聖を維持すると同時又其神聖の功德を以て人文の開進を助け帝室は日本の至尊のみならず文明開化の中央たらんふとを祈り特に微意の在る所を明にしたるものなり

をば政治社外の高處に仰ぎ奉らんとする者なれば世人或は其意を玩味せずして斯くては天子は虛器を擁する又異あらずとて忽ち不平を鳴す者なきを期す可らずと雖も左りどは微意の貫徹せざるものあり我輩は徹頭徹尾尊王の主義に従ひ帝室無窮の幸福を祈るのみならず其神聖又依て俗世界の空氣を緩和するの功德を仰がんふとを願ふ者にして其幸福を無窮又し其功德を無限又せんとするが故に政治社外を云ふのみ抑も帝室が政治社外に在ると云ふも唯政治の衝又當らざるのみ又して固より政府を棄る又非ず永遠無窮日本國の萬物を統御し給ふと共々政府も亦其萬物中の一として統御の下又立つ可きは論を俟ふず天下何物か此統御に渡るものあらんや左れば其政治社外に在るは虛器を擁するに非ず天下を家々して其大器の柄を握る者と云ふ可し若しも然らずして日本國中唯政治と名くる一局部の一器わ

るのみと認め其事に直接せざるを以て虚器を擁するものありと稱し其局部の虚を實にせんとて動靜不定の政府又密着し之と共々運動を與にするが如きは或ハ一時の盛觀を呈するふともあらんなれども萬年の長計にあらざるや明なり方今朝野の士人誰れ一人として尊王の主義ならざるはあし其中心より然るは疑もなき所あれども王を尊ふの心あらば之を尊ふ又其法を講ずるふと最も緊要なり事の利害得失は三五年又して知る可らず十年又して悟る可らずと雖も我輩は唯後世子孫をして大々悔るふとなきらしめんと欲するものなれば尊王の士人も今日に在て思想を緻密又し接近の利害を離れて再三再四熟慮せられんふと我輩の切々冀望する所あり

尊王論終

明治廿一年十月廿二日刷成
明治廿五年十月廿三日出版

編纂兼發行者

大分縣士族

石川半次郎

〔定價金拾貳錢〕

東京芝區愛宕下町
二丁目二番地寄留

手塚源太郎

東京京橋區南鍋町
二丁目十二番地寄留

版權所有



發

印 刷 者

兌

集 成 社 書 店

東京神田區
小川町十番地



280-

所 挪 賣

京 京橋區 銀座四丁目
日本橋通三丁目
同 同通二丁目
通四丁目
坂心齋橋通
備後町
都 河原町通り
本 新二丁目
長崎引地町
鹿兒島旭通り
名古屋本町
長野大門町
越後長岡
仙臺水原
國分町

佐西目協川富鶴長大梅三春小丸博

勘村黒瀬山野崎原木林善
和 黑 陽 聞
書六十 大仲常次龜佐新書
兵

店平郎堂助吉藏郎屋七助堂衛店社

福

46-1

著作

萬葉集
卷之三
歌
七
大
事
歌
金
口
歌
三
首